

令和5年度 第2回 生態系被害防止外来種リストの見直しに係る検討会
議事概要

日 時：令和6（2024）年2月28日（水）13:30～15:30

場 所：オンライン会議

検討委員：

安部 哲人	日本大学 生物資源科学部 教授
○石井 実	大阪府立大学 名誉教授 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所理 事長
石橋 徹※	いのかしら公園動物病院 院長
岩崎 敬二	奈良大学文学部地理学科 教授
川上 和人	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 野生動物研究領域 鳥獣生態研究室 室長
小林 達明	千葉大学大学院園芸学研究院 教授
中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 特別研究員
西田 智子	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 総括執行役 兼 西日本農業研究センター所長
細谷 和海	近畿大学 名誉教授
亘 悠哉	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 野生動物研究領域 鳥獣生態研究室 主任研究員

（五十音順、敬称略、○は座長、※欠席委員）

【議事概要】

（1）外来種被害防止行動計画の見直しの方向性について【報告事項】

＜資料説明＞

資料1-1 外来種被害防止行動計画の見直しの方向性について

＜意見等＞

- ・定着の判断は、客観的なものとなるよう整理してほしい。（岩崎委員）
- ・定着予防として最初からリスト化できるものは限られている。危険な外来生物を日本の生態系に定着させないことが重要であり、あまり数値目標の達成を念頭に置き過ぎないほうがよいであろう。（川上委員）
- ・定着予防外来種について、特定外来生物以外の定着進度に関する計算式の分母分子の表現を工夫してほしい。（安部委員、石井座長）

・定着した外来種の防除に係る目標は、分布域を広げないこととなっている。それでは弱いのではないか。分布縮小、根絶などの方が、成果としてよいのではないか。(亘委員)

→実際に防除を行っている、どんなに防除しても定着した外来種の分布拡大が止まらないことが実感できる。根絶は達成不可能な目標だと感じる。定着初期の段階では防除で根絶可能なものもあるはずだが、広域分布している生物については、例えば市町村への定着の増加率を抑え込んでいく方向性で考えた方が、現実的な値が出るであろう。(中井委員)

(2) リスト改定の方向性について【検討事項】

<資料説明>

資料2-1 カテゴリ構成及び名称について

資料2-2 表示内容の見直しについて

<意見等>

○カテゴリ構成及び名称の見直し案について

・新しいカテゴリ名称、区分について、検討するならば2つのやり方があるであろう。1つは、今までの概念を変えてしまう。もう1つは、概念はそのまま名称を工夫する。私としては後者でよいと思っている。(石井座長)

→今回の名称案は、目的が明確になっているのでよいと思う。(岩崎委員)

→総合対策外来種について「実践」、「研究」、「検討」の並びが分かりにくい。まず、緊急対策と重点対策の区分は、以前技術的な対応ができるか否かで分かれていると説明を受けたが、この分け方について疑問がある。現状区分けされている種を見ると、重要度、優先度により決められているように見え、パンフレットにもそのように記されている。防除技術が全くないものはほとんどないため、技術の有無でカテゴリを分けると、かえって混乱を招く。技術の有無を評価する基準を設けることも不可能だ。条件⑤に固執し、それに基づいてカテゴリ名称を変えるより、現状の区分の方がよいのではないか。または、「その他の総合対策外来種」の名称のみを変更するのがよいであろう。新名称に、対策検討外来種はどうか。緊急、重点も緊急防除外来種、重点防除外来種にするのはどうか。(中井委員)

→カテゴリ区分の名称は相当重要なので、今日決めるべきではない。総合対策外来種については中井委員に賛同する。防除技術の有無ではなく、外来種の侵入初期、定着期、安定期、手遅れ期というようなタイムスケールで考えるべきだと思う。緊急対策と重点対策の重要度が同じなのであれば、軽重をつけるよりも、すべて緊急対策外来種に含めてしまうほうがよい。また、その他の定着予

- 防外来種（定着阻止外来種）については、繁殖が継続して行われている、世代交代がなされているというように定義を明確にしておくべきだ。（細谷委員）
- 総合対策外来種については中井委員に賛同する。植物では緊急対策外来種に特定外来生物と小笠原などで問題を起している種が入っている。防除方法確立の有無については、緊急対策外来種でも確立していないものもある。水草などの緊急対策外来種を採取することは誰でもできるが、その後、そのニッチをどのように埋めていくかという再生の計画論はできていないため、緊急と言っても防除の研究は必要不可欠だ。よって、カテゴリ名称は現状のもので何ら問題ない。（小林委員）
- 中井委員の意見には納得した。緊急と重点で分かりづらいと思うので、非常に単純に、最優先対策外来種、優先対策外来種といった名称にしたほうが一般の方にはわかりやすいのではと思った。その他の総合対策外来種は地域ごとに必要な対策を行うということだったので、これもそのまま地域的対策外来種などにしてしまうとわかりやすいのではないか。（川上委員）
- カテゴリについては今までのご議論の通り、現状でよいと思う。しかし、優先、最優先となると特定外来生物が最優先に入るのが当然となり、特定外来生物だけではカバーできない問題をカバーできるこのリストの役割が、損なわれてしまうのではないか。また、一般の方からすると「なぜ特定外来生物なのに最優先ではないのか」といった混乱につながるかもしれない。名称はもう少し考える必要があるであろう。（西田委員）
- 総合対策外来種の考え方については中井委員に賛同する。今回のリストでは侵入防止と定着防止のところで、侵入初期フェーズでの対応を入れているからよいと思う。ただし、私の認識では緊急対策外来種の意味合いが侵入初期のものを指す。よって、緊急対策外来種という文言を川上委員が提案した代替案に変更することは賛成だと思った。一方で、西田委員の発言された特定外来生物との棲み分けが難しいのも納得だ。いずれにしても、優先順位順にカテゴリがある枠組みは賛成だが、名称は要検討だ。（亘委員）
- 新案では防除をどうするかを明記しているため賛成としていたが、緊急性や重点性を考えると、中井委員が言われた問題も理解できる。そうであれば、このカテゴリの名前は、防除実践外来種は防除促進外来種、防除研究外来種は防除実践外来種、防除検討外来種はそのままとするのがよいのではないかと考えた。防除を前面に出して、それを促進するのか、実践するのか、検討するのかを分ける考え方がよいであろう。（岩崎委員）
- 名称については、いただいた意見を事務局で検討し、再提示する。（環境省）
- ・産業管理外来種について、産業管理に任せてほぼ管理できる生物は産業管理外来種として残してよいと思うが、産業管理では大部分が管理できていないよ

うな種については、総合対策外来種に含め、さまざまな主体が対策に取り組まなければならないと思う。(中井委員)

→中井委員の意見には賛同だ。産業が関係しているからそこに押し込めるのは少し不自然と感じた。(亘委員)

→産業振興を前提として入れたにも関わらず経済効果がないということで放棄され、定着した外来種になったものはいくつも挙げられる。その尻拭いをNPOや研究者などが行っている。産業管理外来種を残すなら、きわめて厳選する必要がある。そうでなければ、この区分自体なくてもよい。(細谷委員)

→産業管理外来種について、植物は多いが、概ねここに残るべくして残っている種が挙げられていると思う。(小林委員)

- ・輸入機材、バラスト水などについての記述が古いため、行動計画検討会で検討の上、適切な記述に変更いただきたい。(岩崎委員)
- ・「緊急対策」「重点対策」の枠組みは、対策優先度を明示する意味で必要。この枠組みを維持する。「産業管理外来種」の位置付けは、元の一番下に戻す(環境省)

○表示内容の見直しについて

- ・現リストでは、一部和名の後ろに括弧書きで流通名などを書いているが、それは重要であるため、新リストでも明記すべきだ。一方で、項目名の「和名」はそれらの情報を補うようにしてほしい。また、「要注意外来生物」は今でもなお、現場ではよく耳にする。かつて要注意外来生物に指定されていたという説明は残しておくほうがよいであろう。(中井委員)
- ・評価基準の②動物、交雑の位置付けについて、交雑という現象は、生態系被害ではなくて、遺伝資源に係るものであり、書きぶりが適切ではない。チュウゴクオオサンショウウオやタイリクバラタナゴなど非常に大きな問題が起きている現状を踏まえて、強調の仕方を工夫してほしい。(細谷委員)
- ・項目の中で、新規の逸出のしやすさの評価も入れるとよいであろう。1度過去に定着した地域内で問題になっているようなものと、全国各地でいつでも、まだどんどん逸出が起これるものとは、性質が異なる。そのような情報があると、地域的な対策にも繋げやすいであろう。(川上委員)
- ・(侵略性に係る評価項目及び評価基準について) 人体への影響に係る項目として、人獣共通感染症による影響を書き込んでおくとよい。特に哺乳類で言えばアライグマやイエネコなどが該当する。(亘委員)
- ・(同)「導入」という言葉には人が持ち込むという印象があるため、誤解のないように導入可能性という文言は、侵入可能性に変更すべきだ。(中井委員)
→ 海外の文献に従っているが、行動計画やリストでは、断りを入れて使用す

ることも検討したい。(環境省)

- ・(同) 生態系被害の項目に関して、外来種として侵入した先で捕食者としてのみではなく、被食者となることが、在来の生物の増減に影響することもある。それが他の生物の分布を変える要因になることもあるため、被食者としての側面を、在来生態系への影響の中に組み込んで記載いただきたい。(川上委員)
- ・特定外来生物は場合によっては上位分類群、例えば属レベルや科レベルで指定されているものがある。1種でも定着しているものは総合対策に含まれてしまう。しかし、定着していない種については当然侵入を阻止したいわけで、これらはカテゴリを分ける必要があると思う。(中井委員)

(3) その他

<資料説明>

資料3 生態系被害防止外来種リストの見直し作業に係るスケジュール

- ・特に意見はなし。

以上